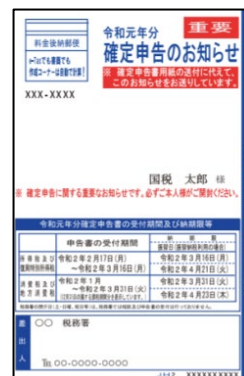


## 確定申告はお早めに

【確定申告の期間】 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）まで  
当所で電子申告を希望される方は3月8日（金）

本年度も国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書及び、決算書などの書類の送付がございません。確定申告用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきを送付された方は、申告相談にお越しの際は、「**確定申告のお知らせ（ハガキ）**」を必ず持参ください。  
確定申告に必要な書類は下記の通りです。予約をしてから相談にお越しください。

- ① 令和3・4・5年度 決算書
- ② 確定申告のお知らせ（右のハガキ）
- ③ 令和5年分の国保支払額（ハガキ）
- ④ 国民年金、国民年金基金証明書（ハガキ）
- ⑤ 生命保険証明書（一般用及び個人年金用）  
損害保険証明書（地震保険（旧建更））  
小規模企業共済証明書
- ⑥ 事業主・専従者・配偶者・扶養者のマイナンバー



マイナンバーカード（ある方）※暗証番号が必要になります。

②こちらのハガキをご持参下さい

### 【確定申告の予約について】

お電話でのご予約をお願い致します。 電話：0575-33-2168

- ① 9：00～10：30 ② 10：30～12：00 ③ 13：00～14：30 ④ 14：30～16：00

## インボイス制度の軽減措置に関して（2割特例）

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減

免税事業者からインボイス発行事業者となった場合の税負担事務負担を軽減する為、**売上税額の2割を納税額**とすることが出来ます。

対象になる方：免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方）

対象となる期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※ 個人事業者は令和5年10月～12月の申告から令和8年分まで対象

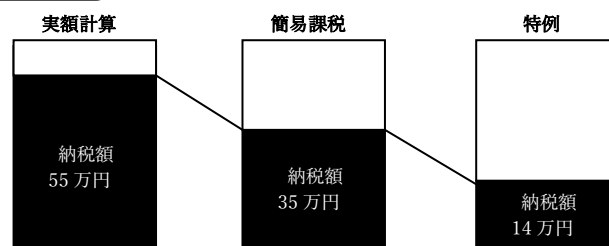
事例：売上700万円（税額70万円）※ サービス業  
経費150万円（税額15万円）

実額計算の場合 ▶ 70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合 ▶ 70万円 - 35万円 = 35万円

※70万円×50%（サービス業のみなし仕入れ率）

特例の場合 ▶ 70万円 × 2割 = 14万円



消費税の申告を行う為には、通常、経費などの集計やインボイスの保存などが必要となりますが、

この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎（8%・10%）に把握するだけで、簡単に申告書が作成出来るようになります。

また、事前の届け出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。